

お子様がいるかた

「お子様を養育されているかた」「お子様と同居のかた」「お子様」など、お亡くなりになったかたにより手続きの内容が変わります。
また、所得制限があるものもあり、すべてのかたが手続きに該当するとは限りませんので、あらかじめ担当窓口を確認・相談されることをお勧めします。

◆手当を受給していた

児童手当資格消滅届・認定請求

未支払の手当があれば、支給対象児童に支払われます。また、新たに監護（養育）するかたが受給者となるため、認定請求手続きをしてください。

手続きする人	児童を新たに監護するかた
手続きに必要なもの	本人確認書類
手続きの場所	子育て政策課 5階
問い合わせ	子育て政策課 ☎33-1453

※お子様がお亡くなりの場合、減額届出または受給資格消滅の届出が必要です。お問い合わせください。
※常勤の公務員（独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く）は、勤務先での手続きになります。

児童扶養手当資格喪失届・認定請求

受給者死亡の手続きをしてください。未支払の手当があれば、支給対象児童に支払われます。また、新たに監護するかたが受給者となる場合、認定請求手続きをしてください。

手続きする人	児童を新たに監護するかた
手続きに必要なもの	手続きする人によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	子育て政策課 5階
問い合わせ	子育て政策課 ☎33-1453

※お子様がお亡くなりの場合、減額届出または受給資格喪失届出が必要です。お問い合わせください。

◆医療証を持っていた

小児（子ども）医療費助成受給資格喪失届・医療証の返還

資格喪失の手続きをしてください。また、新たな申請者が医療証交付申請をしてください。

手続きする人	児童を新たに監護するかた
手続きに必要なもの	手続きする人によって異なります。詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	子育て政策課 5階
問い合わせ	子育て政策課 ☎33-1453

※申請者の配偶者やお子様がお亡くなりの場合についても手続きが必要です。お問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成受給資格喪失届・医療証の返還

資格喪失の手続きをしてください。また、新たな申請者が医療証交付申請をしてください。

手続きする人	児童を新たに監護するかた
手続きに必要なもの	手続きする人によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
手続きの場所	子育て政策課 5階
問い合わせ	子育て政策課 ☎33-1453

※申請者の配偶者やお子様がお亡くなりの場合についても手続きが必要です。お問い合わせください。

◆保育所等に入所している子がいた

変更届

お亡くなりになったかたを届出してください。

手続きする人	保護者等
手続きの場所	保育課 5階
問い合わせ	保育課 ☎33-1451

※同居されているかたや、別居していても介護を理由に保育所を利用している場合で被介護者がお亡くなりの場合にも届出が必要です。お問い合わせください。

◆学校に通学している子がいた

学校給食申込変更届

学校給食申込者変更の届出をしてください。

手続きする人	保護者等
手続きの場所	保健給食課 5階
問い合わせ	保健給食課 ☎33-1694

※お亡くなりになったかた名義の預貯金口座から学校給食費の口座振替をされていた場合は、金融機関で変更または解約手続きをしてください。

放課後児童クラブ退所届・内容変更届

保護者変更等の手続きをしてください。

手続きする人	保護者等
手続きの場所	教育総務課 5階
問い合わせ	教育総務課 ☎33-1731

※お子様がお亡くなりの場合、退所届が必要です。お問い合わせください。

就学援助費受給者変更届

受給者変更の届出をしてください。

手続きする人	保護者等
手続きの場所	教育指導課 5階
問い合わせ	教育指導課 ☎33-1682

※受給者以外、世帯員がお亡くなりの場合も届出が必要です。お問い合わせください。

特別支援教育就学奨励費変更届

受給者変更の届出をしてください。

手続きする人	保護者等
手続きに必要なもの	印鑑
手続きの場所	教育指導課 5階
問い合わせ	教育指導課 ☎33-1682

※受給者以外、世帯員がお亡くなりの場合も届出が必要です。お問い合わせください。